

令和7年度第1回 箕面市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

1 日時

令和7年8月18日（月） 14時00分～14時45分

2 場所

箕面市立総合保健福祉センター2階大会議室

3 出席者

（会長）

・富山大学准教授 猪井博登

（構成員）

・阪急タクシー株式会社 花田 崇昭

・一般社団法人大阪タクシー協会 井田信雄

・箕面市老人クラブ連合会 土井 淳子

・近畿運輸局大阪運輸支局 桑原 岳志 代理

・阪急タクシー労働組合 園田 修

・社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 村山洋

・公益社団法人箕面市シルバー人材センター 平野秀之

・箕面市健康福祉部長 岡本 秀

・箕面市地域創造部長 荻野 知崇

以上、委員10名出席、0名欠席、傍聴者0名。

4 協議事項

（1）箕面市福祉有償運送運営協議会 構成員名簿【資料1】

（2）要綱等の改正（案）について【資料2】

（3）箕面市における福祉有償運送の必要性について【資料3】

（4）更新申請にかかる審議【資料4】

①社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

②公益社団法人箕面市シルバー人材センター

（5）報告案件について【資料5】

5 協議結果と質疑応答の概要

（1）箕面市福祉有償運送運営協議会 構成員名簿

○事務局から資料1により構成員変更の報告

【協議結果】報告どおり承認された

（2）要綱等の改正（案）について

○事務局から資料2により要綱等の改正（案）の説明

【協議結果】提案のとおり承認された

（3）箕面市における福祉有償運送の必要性について

○事務局から資料3により説明

(4) 更新申請にかかる審議【資料4】

①社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

○事業者から資料4-1により説明

○質疑応答の概要

構成員：利用会員の名簿で人数が全くいませんが福祉有償運送は本当に必要ですか。

事業者：現在は利用会員はいませんがヘルパー事業所の利用者が病院受診など、公共交通機関を利用して外出するのが困難な人がいますのでいつでもそのニーズに対応できるように継続で申請をしています。

構成員：これまでの協議でも利用会員の名簿は空白でしたか。

事業者：はい。

会 長：構成員に確認です。道路運送法上から考えると事業者は旅客の対象は介護を受けているかた、料金は資料のように設定して、輸送の範囲は箕面市内で行うと申請されている。福祉有償運送の必要性については箕面市内全体で必要である中で事業者が申請した実態からすると、この申請を阻害することはできないと思うがその辺はどうですか。

構成員：対象とする旅客の範囲に該当している要介護認定を受けているかたと要支援認定を受けているかたというのが、実際にいらっしゃるのかという確認をしました。会員登録がない状況でも全体として問題ないというのであれば、申請は認めませんというわけではありません。特に皆さん問題ないのであれば特に申し上げることはありません。

会 長：事業者では今、福祉有償は使いたい人はいないけれど事業所内の介護認定を受けている人が、近いうちに福祉有償を利用する人がいるということですか。

事業者：ヘルパーをご利用のかたで要支援の人がいますので、もしニーズがあればすぐに対応できるようにと思っています。

構成員：仮に協議が調ったとして、最終的に運輸局に申請してもらいますが、可能であれば、福祉有償の利用対象となりそうな想定利用者一覧があれば、全く何もない状況より審査が良いかと思ったのですがどうでしょうか。

会 長：道路運送法で求めているのは、旅客の様態の定めはあっても、利用会員名簿に名前が載っていないと申請更新を認められないとする法的な根拠はどこにあるのでしょうか。仮にそれをする事業者でヘルパー事業を受けている全員のリストとなり、不必要な個人情報を受け取ることになると思いますが。参考人（事業者）に確認しますが、今の話であればいわゆるヘルパー利用者のリストを全員提出するということになりますか？

事業者：はい。その認識となります。

会 長：ヘルパー利用者はどれくらいおられますか。

事業者：100人近くになると思います。

会 長：この運営協議会は、箕面市の場合は複数地区のブロックではなく箕面市単独で開催しているので、比較的機動的には開催できますが、ブロックで開催しているところは年2回しかできないので、福祉有償運送の登録だけしておくのはあると思います。そういった実態があるので、想定利

用者名簿の必要性があるという場合は、根拠を示したうえで説明し、この場の口頭だけで必要だと求めてしまわないほうが良いと思います。運輸局での申請で法的に必要となった時には想定名簿をつける形にしたいと思いますがいかがですか。

構成員：そのようにしたいと思います。

会 長：料金についてですが、道路運送法も変化してきて、料金が今までの2分の1までではなく8割ぐらいの目途で徴収できるように変わってきています。これは要望ではなく状況のお知らせとして案内します。

【協議結果】社会福祉法人大阪府社会福祉事業団からの福祉有償運送の更新申請については、協議が調ったものとする

②公益社団法人箕面市シルバー人材センター

○事業者から資料4－2により説明

○質疑応答の概要

構成員：事業収支を教えてください。

事業者：令和6年度の実績は利用者からの運送収入は1,024万8,000円。それに対して運行管理者、ドライバー、ガソリン代などの必要経費は4,305万5,136円です。その差額の約3,250万を市から補助を受けています。

構成員：令和5年1月に物損事故の運転手がありますが、福祉有償運送の運転中の事故ですか。

事業者：福祉有償運送中の事故です。

構成員：乗客にけがはなかったという認識でいいですか。

事業者：乗客がいない時の事故です。場所は、見通しが悪い、信号のない住宅街の交差点。相手は自転車で出会い頭に接触しました。

構成員：事故報告等は提出されていますか。

事業者：運輸局へ提出しています。

構成員：事業者で指導をしていると思いますが、引き続き指導をお願いします。

構成員：令和4年12月に一時不停止の違反行為の運転手がありますが、この件はどうですか。

事業者：福祉有償運送とは関係のないプライベートにおける運転の違反です。

構成員：9月に75歳になる運転手があります。福祉有償運行のマニュアルでは運転手は75歳までですが認識していますか。

事業者：認識しています。この事業の実施時に定年75歳を設けています。本人にも説明済みです。

【協議結果】公益社団法人箕面市シルバー人材センターからの福祉有償運送の更新申請については、協議が調ったものとする

(5) 報告案件【資料4】

○事務局から資料4により説明

【協議結果】報告のとおり承認された

(6) その他

○協議案件外での質疑応答

構成員：資料３の箕面市内の車両が５９台ですが、運転手は何人いますか。

事務局：福祉有償の部分は１４台に対して、箕面市シルバー人材センターが２０人、大阪府社会福祉事業団が２名です。それ以外の台数に対する運転手は事務局では把握できていません。

会 長：車両台数は５９台だが、人手不足で動いていない台数があるかもしれないと構成員は質問していると思います。福祉有償運送が必要ということは変わらないが、人間的なことも今後知っておいたほうが良いというお話ですか。

構成員：可能であればそうしたいです。

事務局：運転手の人数までは今まで把握していないので、運輸局に聞いて把握できるものかも含めて確認してみます。

会 長：どうしてもデータが出なければ仕方がないですが確認してください。

以上